

養育里親

一般的な里親で、原則として子どもが18歳になるまでの間、子どもの養育を行う里親です。

※ 親族による養育里親もあります。

専門里親

里親として養育経験のある方や児童福祉事業に従事したことがある方が、専門的な研修を修了したうえで、児童虐待等により心のケアを必要とする子どもや障がいのある子ども、非行傾向にある子どもなど、特に支援が必要とされる子どもの養育を行う里親です。

養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望する里親です。

親族里親

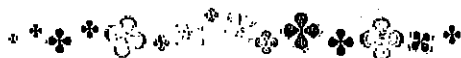
両親等が死亡・行方不明等により、子どもを養育できないときに、子どもの扶養義務のある親族(祖父母や兄姉等)及びその配偶者が子どもの養育を行う里親です。

※ 扶養義務のない親族及びその配偶者は、親族による養育里親となります。



「里親制度のことを詳しく知りたい」
など里親に興味がありましたら

お近くの児童相談所に
お問い合わせください



お問い合わせ先

福祉総合相談センター

〒020-0015 盛岡市本町通3-19-1

☎ 019-629-9608

一関児童相談所

〒021-0027 一関市竹山町5-28

☎ 0191-21-0560

宮古児童相談所

〒027-0075 宮古市和見町9-29

☎ 0193-62-4059

このパンフレットに関するお問い合わせ先

岩手県保健福祉部子ども子育て支援課

〒020-8570 盛岡市内丸10-1

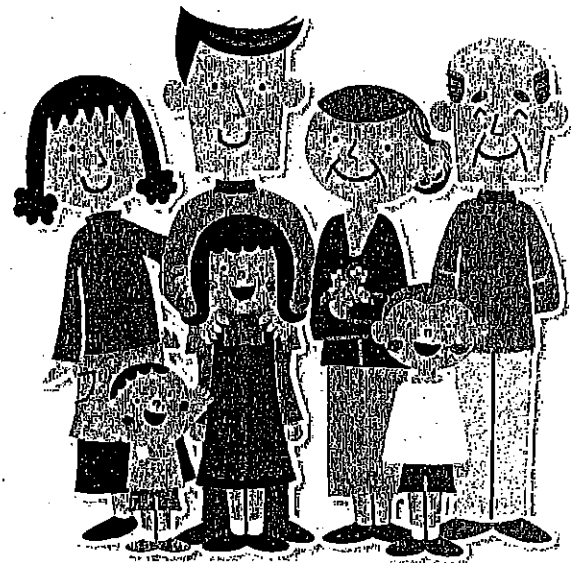
☎ 019-629-5461/FAX 019-629-5464



子どもたちの笑顔育てよう

里親に

なりませんか



2. 里親になるためには？



里親になるために望まれることは、「子どもが大好きで、明るく健康的な家庭」です。

養育里親・養子縁組里親を希望される方

- ① 養育里親研修・養子縁組里親研修の課程を修了していること
(基礎研修2日、登録前研修4日)。
・里親研修：講義と実習により、里親としての基礎的な知識と技術を取得するための研修です。
 - ② 経済的に困窮していないこと。
 - ③ 欠格事由に該当しないこと。
- ※ 親族による養育里親は、①の研修の一部が免除され、②の要件は該当しません。

欠格事由

里親を希望される方及び同居の方が次に該当しないこと。

- ① 成年被後見人又は被保佐人(里親を希望される方のみ)。
- ② 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- ③ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- ④ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者。

専門里親を希望される方

- ① 次のいずれかに該当すること。
ア 養育里親として3年以上の養育経験のある方。
イ 3年以上児童福祉事業に従事した方で知事が適当と認められた方。
ウ その他知事がア又はイと同等以上の能力があると認められた方。
- ② 専門里親研修の課程を修了していること。
- ③ 委託児童の養育に専念できること。
- ④ 経済的に困窮していないこと。
- ⑤ 欠格事由に該当しないこと。

親族里親を希望される方

- ① 子どもの扶養義務のある親族及びその配偶者であること。
- ② 子どもの両親等の現に養育している者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態になったことにより、両親等による養育が期待できないこと。
- ③ 欠格事由に該当しないこと。

1. 里親とは？

里親とは、さまざまな事情により親と一緒に生活することができない子どもを、自分の家庭に迎え、あたたかい愛情のもとで、心身ともに健全に育ててくれる方をいいます。

里親制度は、児童福祉法に基づいて、県が里親として登録した方に、子どもの養育をお願いします。

3. 里親になる手続き

養育の開始について

管轄の児童相談所が、子どもや保護者の希望、里親の家庭状況や子どもに対する希望等を考慮したうえで、養育をお願いするかどうかを判断します。



※ ②研修は、養育里親、養子縁組里親又は専門里親を希望される方。

4. 養育費用の支給

里親となり子どもを養育している方には、子どもの養育費用(生活費、教育費、医療費等)が支給されます。このほか養育里親と専門里親には、里親手当が支給されます。